

第5回投資等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成28年11月29日（火）9:30～11:18

2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、大田弘子（議長）、江田麻季子、
高橋滋、八代尚宏、安念潤司、森下竜一

（政府）松本内閣府副大臣、務台内閣府大臣政務官、羽深内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、西川参事官

（慶応義塾大学SFC研究所）梅嶋特任講師

（長崎県教育庁）島村政策監

（新経済連盟）小木曾氏

（内閣府）地方創生推進事務局 藤原審議官

（個人情報保護委員会）事務局 山本参事官

（厚生労働省）大臣官房 椎葉審議官

大臣官房厚生科学課 佐原課長

（文部科学省）ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室 杉江室長

（経済産業省）商務情報政策局生物化学産業課 福田課長補佐

4. 議題：

（開会）

議題1 IT時代の遠隔教育

議題2 医療分野における個人情報の取扱い

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは「規制改革推進会議 第5回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、大田議長、安念委員、森下委員にも御出席いただいております。松本副大臣と務台政務官も遅れて御出席の予定でございます。

それでは、ここからの進行は座長をお願いいたします。

○原座長 おはようございます。朝早くから御参加どうもありがとうございます。

それでは、早速でございますが、議題1「IT時代の遠隔教育」に入らせていただきます。

本日は、慶応義塾大学SFC研究所の梅嶋特任講師、長崎県教育庁の島村政策監、新経済連盟の小木曾様に御出席いただいています。また、質問対応として地方創生事務局から藤原審議官にも御出席をいただいています。

では最初に、梅嶋特任講師から御説明をお願いいたします。

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） 慶応大学の梅嶋と申します。本日は貴重な発表の機会をいただきましてありがとうございます。

私の発表のタイトルでございますけれども、「全国の高校で実現可能な遠隔授業～平成27年4月の規制改革と今後への展望～」ということで発表させていただきたいと思っております。

まず最初に、卒業単位に充足できる毎日の正規授業として全日制高等学校において現在行われている遠隔授業がどのようなものなのかということをご様に一度御覧頂きたいと思ひまして、ビデオを用意しましたのでご覧ください。

（動画上映）

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） 御覧頂きましたように、遠隔授業と申し上げましても、特別な技術を使った、特別な指導方法ではございません。通常の対面授業と全く同じでございます。よくICTの教育というと、すごく新しい方法の授業だということで見学に来られる先生方が多いのですが、皆さん、見学し終わった後に「普通の授業ですね」という一言で帰られるというのが、当研究所が御案内する全日制高等学校での遠隔授業でございます。同時に、当研究所は、昨今の経済事情を鑑み、どの自治体でも、どの学校でも手が届く遠隔授業システムを志向し、全国の先導地域や高校の皆様に設計手法を御案内しています。

先ほど動画の中で先生が発言をしておりました。先生は、遠隔地に居ますが、生徒が発言した内容も全て手に取るように分かるようになっております。先日、私が視察したときには、先生が生徒を叱っておりました。遠隔授業でも、先生は、生徒を叱ることもする、つまり対面と同じ普通の授業であるということをご理解頂ければと思ひます。

なお、本日、私が本研究所の代表として発表させていただくのですが、慶應大学SFC研究所での遠隔授業運用の取組みは1990年から続いておりまして、現在は研究代表を國領二郎が務めております。私は、その中で高校向けの遠隔授業の研究開発のリーダーを務めております。また、インターネットでの遠隔授業技術の開発という意味では、村井純、その国境を越えてのアジアでの運用という意味では、大川恵子も含めた、「オール慶應」チームで連携して取り組んでいるのが、遠隔授業です。

（PP）

3ページを見ていただくと、なぜ遠隔授業なのかと、少し規制改革の文脈とはずれませんが、ここが大事なものですから、発表させていただければと思ひます。

私自身は、現在、毎週水曜日は、慶應大学でベンチャー経営論を教えております。その中身は、最新技術をどのように事業化するか、即ち起業家教育をやっております。私自身は、自分の授業をアジアの大学とライブで共有しており、大学では、遠隔授業の実施者でございます。

また、主にインドネシアを中心としてIoTのインフラ輸出の官民連携を実際にやっている人間でございます。その意味で、理想という部分と現実、この2つをあわせた形での遠隔授業ということを現在、長崎県さんなどと連携しながら推進させていただいております。そこで考えていることは4点ございます。

1つは、遠隔授業は、校外の専門家と協働すると予想以上に新しい、更には高い質の教育が実践できる可能性をもたらすというすばらしさでございます。

2つ目は、遠隔授業のインフラはスケールラブルであるべきだと。よく、ICTといいますと、大きなシステムを大きな資金で作るとい話が多いのですが、遠隔授業では、教室単位での小さなシステム、小さな資金で始められるインフラが重要であると思います。

3つ目は、遠隔授業の普及には、準備の煩雑さの削減、先生同士が同意すればすぐに遠隔授業を行えるという遠隔授業インフラが有効であるという認識を持っています。

4つ目、高い質の教育提供という責任は大事でございます。しかし、同時に厳しい財政事情を鑑み、あり得る最善を目指すことが有効であると思っています。

(PP)

もちろん、遠隔授業のシステムにおける理想を知っていないというわけではございません。慶應義塾大学では、遠隔授業の理想への取組みが進んでいます。

遠隔授業での学びの共有から始まり、短期の留学、フィールドワークやインターンシップを通して実際に日本企業で就業するということまで一貫した体制を構築することに成功しております。この取組みでは、現在、アジアの8カ国の学生が、日本の大学の授業で学び、日本企業で活躍するということが生まれております。これが遠隔授業の最終形だと思っております。全ての教育が遠隔できるということは考えておりませんし、対面での教育も重要であることは十分認識しているというところをあらかじめ申し上げたいと思います。

(PP)

一方、遠隔授業インフラの理想というところも慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスで体感しております。遠隔授業の設備が整ったスタジオ、学生との間で教材共有や課題管理を自動で行えるシステム、学生の自習での復習や欠席時のフォローが可能な授業アーカイブシステム、これら3つが全部そろった環境は、遠隔授業インフラの理想とも言えます。しかし、地方自治体における厳しい財政事情を鑑みますと、理想の追求はできず、あり得る最善を目指す、これが有効であるという認識に立っております。

(PP)

そういった中で、昨年4月に多くの皆様のリーダーシップをもちまして認められたの

が、全国の全日制高校における遠隔授業の解禁でございます。

現在、全日制高校卒業に必要な74単位のうちの半分の36単位を上限に遠隔授業を実施するということができております。細かなところは幾つか制約がございますけれども、実際に先ほどごらんいただいたように、先生が遠隔地にいて、離島・山間の高校への授業の提供、また、なかなか地方の高校では自前での提供が難しいとされるプログラミングやコミュニケーションの授業などのような新しい教育に関しましても、遠隔授業で提供され始めています。

(PP)

そうした中、今年10月、文部科学省さんとも連携させて頂き、スケーラブルな遠隔授業システム、概ね10万円の費用さえあれば、誰もが全ての教室で遠隔授業を実施できる手法を発表させていただきました。これまで教育ICTは、中身は素晴らしいが、財政問題が厳しい中で前へ踏み出せないという課題が多かったのですが、スモールスタートを可能にさせ、少ない初期費用でスタートすることを可能にしました。その結果、非常に多くの注目を集めております。

一方で、安かろう悪かろうでは授業になりませんので、しっかりとした遠隔授業システムを成功させる4つの条件を満たしたシステムを使っております。

第一に、音声你最重視されるという原則。第二に、汎用性あるソフトウェアを使い、特注品を使わない。それはなぜかということ、汎用品を使うと、生徒がソフトウェアの運用を助けてくれるというところがあるからです。第三に、子供のデータを守ることにコスト負担を惜しまないということです。単純に安いからということでソフトウェアを選択すると予期しないデータ流出が増える恐れがあります。子供のデータを守ることに関しては、そのソフトウェアのプライバシーポリシーなどの確認を行い、推奨するソフトウェアを決めております。第四に、家庭や中小企業と同じ品質のネットワーク環境を構築することです。無理に非常に高品質なネットワーク環境を構築することなく、本当に普通の家庭と同じ品質のネットワークを作って遠隔授業を行うことによって、10万円程度あれば遠隔授業を行えるという環境を実現できます。

(PP)

このような設計思想で創られた遠隔授業インフラですが、既に長崎県の高校で正規授業として使われております。私ども慶應義塾大学は10年以上の間、高校現場での遠隔授業の実証に取り組んできましたが、初期に夢に描いていたことが、普通の高校の授業カリキュラムに遠隔授業が対面授業と同じように記載されるということでした。現在、長崎県内の高校においては、このように遠隔授業が対面授業と差異なく行われていることを御覧になっていただけます。

(PP)

それらをまとめたものが9ページでございます。1つ目は、昨年4月に学校教育法の施行規則が改正されまして、遠隔授業を行うことができるようになりました。

2つ目は、法改正を受けまして、文科省・初等中等教育局初等中等教育企画課とも連携、長崎県が全国を先導する形として遠隔授業を進めております。

3つ目は、本年10月、満を持して慶應大学は、10万円程度という初期費用で全ての高校が遠隔授業実施可能なモデルを発表させていただきました。多くの関心をいただいております。正にこれから遠隔授業というものが多くの高校現場で実用手段として使われていく萌芽期にあるのではないかとということで期待を持っているところでございます。

ここまでは成果を報告しましたが、もちろん、課題が存在します。

(PP)

1つ目の課題、10ページでございますけれども、学校が遠隔授業をすぐに始められるネットワークポリシーの整備がまだできていない状況でございます。現在、高校と大学の先生が議論、「来週、遠隔授業をやりましょう」と合意しても、すぐにインターネット上のビデオ会議を使つての遠隔授業は実施できないという状況にあります。

こちらに関しましては、本年7月に文科省懇談会の方で「教育ネットワークの校務と学習の分離」という大きな骨太の方針を出していただきました。これに非常に期待を寄せております。この骨太の方針を具体化していくことで、1つ目の課題が解決できるのではないかと期待を持っているところでございます。また、改善に向けての官民の努力も始まっているということをお願いしたいと思います。

(PP)

2つ目の課題は、対面授業と同等に遠隔授業を行える著作権法の整備でございます。

対面授業ではできるのに、遠隔授業ではできない内容が数多く存在しています。3つほど事例を紹介します。

1つ目の事例は、先生が、自分の授業がない時間に離島・山間地域にある高校の生徒に遠隔授業「国語」を教える時、当日の授業で生徒に配付する参考文献の電子ファイルをサーバに予め貯めておくというような行為は、なかなか難しいとされています。

2つ目の事例は、先生が、自分の授業がない時間に離島・山間地域にある高校の生徒に遠隔授業「音楽」で教科書に掲載された曲を演奏する、これも著作権法上、難しいとされている事例でございます。

3つ目の事例は、放課後、生徒が自主的に集まり、遠隔授業を担当する先生に合唱コンクールの演習を見てもらう。これも著作権法上、難しいとされているところでございます。

このような著作権法上の課題が、権利者の権利を守る形で解決され、対面授業と同等に遠隔事業を行えるような法整備がなされることを強く期待しております。

(PP)

3つ目の課題は、中学における遠隔授業実施の制度要件の整備でございます。

中学において、高校と同様に卒業要件に足る遠隔授業を実施可能にする制度要件の整備、若しくは、現行制度で実施可能であるならばその整理が必要であると考えます。しっかりと整理をして、中学校においてもどのようなやり方をすれば遠隔授業が実施可能なの

かということに関して、ぜひ議論を進めていただければと思います。

私が中学校の遠隔授業実施の部分で心配いたしますのは、少し古いですが、平成24年度は117校、25年度は104校の中学校が閉校されておまして、閉校要因はさまざまですが、遠隔授業がこの閉校問題の解決策の一つになってほしいという期待と、もう一つは、私が遠隔授業を紹介、その遠隔授業が最終的に卒業要件を満たさないということになった場合、一生懸命学んだ子供たちに対して許されることではないと思っておりまして、どのような形であれば中学校においても遠隔授業ができるのかということに関して、しっかりとしたメッセージ、方向性を出していただければと考えております。

(PP)

課題の4つ目ですが、高校における遠隔授業の単位数制約と遠隔授業の位置付けでございます。高い質の教育提供を行うという責任の上に、厳しい財政事情を鑑みて取り得る最善を目指す実現方法と、その方法の啓蒙が必要だと考えております。

現在、遠隔授業におきましては、施行規則の改正とともに、文部科学省の方から施行規則に関する省令の施行規則の通知というものが出ております。この通知におきましては、例えば遠隔授業であっても対面講義を一部はやらなければいけないでありますとか、単位数の上限等が存在するところがございます。もちろん全ての単位を実際に遠隔で行うことになってしまうと、これは通信制高校という制度がございますので、全日制高校での遠隔授業活用との差別化ができなくなるというところは含意にあります。一方、先ほど御覧頂いたように、遠隔授業では、遠隔授業を通して生徒を叱るということも出来ます。慶應大学の調査におきましても、遠隔授業への学生満足度は、対面か遠隔の差異よりも、1教室の学生人数やその授業内容が大きく影響するということが判明しております。

また、文科省事業に協力して実施した予備調査は、学生は遠隔授業に高い満足度を示し、先生は準備が大変という理由で遠隔授業を敬遠する傾向にあることが分かっておりまして、

厳しい財政事情の中で遠隔授業という施策が現実に使われやすくなる制度の設計を皆様方をお願いできればと思えます。御清聴ありがとうございました。

○原座長 どうもありがとうございました。

では次に、長崎県の島村政策監、お願いいたします。

○長崎県教育庁（島村政策監） お手元の方に資料が行っていると思いますが、長崎県では平成23年ごろから始めているのですが、最初のころは、遠隔授業って何なのだろうなというところから始まりました。それでもスタートがうまくいったのは、慶應さんの力を借りているからです。先ほど見た上対馬というのは、対馬の端っこですから、ある意味、慶應大学なんて夢のまた夢なのです。ほとんどそういうところを見たことがない。テレビで見るとはあっても、とてもではないけれどもなかなか入ることなんてない。そういうところの子が慶應から教えてもらえる。しかも、教えてもらっている内容が非常に身近なものだったのです。これが非常に受けまして、うまくスタートしたという経緯がございます。

す。

それは、授業の中で英・国・数を教えるというものではなくて、論理的に話すということです。島部にいると、生徒同士は小学校のころからずっと一緒です。幼稚園のころから一緒だったりもするのです。そういう子たちはお互いの気持ちがみんな分かっています。だから、あまりしゃべりません。人に論理的に話すということを知らないのです。そういう子たちが外に出ていくと人としゃべれないから、また離島に帰ってきてしまったりするのです。そういう中で、この論理コミュニケーションというものが始まったときに、自分の言葉を自分でしゃべれるようになった。そのことによって人との会話ができるようになった、親との会話ができるようになったという効果を生んできて、この上対馬の効果がだんだんと波及して、やっていこうということになりました。

2番の方に書かせてもらいましたが、それを受けて、県としても高校全校に遠隔のシステムを整備していっています。これは4年間かけて整備してきたのですが、今、全校に整備されております。この整備も遠隔のためという名目ですが、一方では電子黒板としても併用できる形にしていまして、電子黒板兼遠隔授業ができるという形で整備させてもらっています。この影響で全校できますので、例えば身近な話でしたら、校長と教育長の対話とかも全部、今は遠隔で行っております。それまでは1日かけて出張してくるわけです。長崎の場合はほとんど離島ですから、離島からみんな来るとというのが減りました。このようなことから、遠隔というのは効果があると思っております。

この効果を波及させていく中で、教育センターから授業を配信してはいるのですが、決して多くの学校に配信が行われていません。これはなぜかといいますと、学校が求めている、生徒が求めているのは、新たな授業であることが多いからです。例えば理科という免許を見た場合に、離島にいる教師は科学が強い。でも、地学を教えなければいけないという問題が現実には起こります。離島ですから。免許外であって教えなければいけないのです。その中で、授業をセンターから送ったらいいかという、決してそうではなかったという結果です。離島の教師が、自分は地学が苦手だけれども一生懸命勉強されて、直接教えたほうがどうしても効果があるのですね。そういう意味で、遠隔というのは、普通の対面授業と比べて6～8割だと考えられます。2割はどうしても落ちてしまうというのが現実です。

やはり一番多いのは触覚とか肌感覚なのだと思うのです。例えば音楽の遠隔授業がなかなかうまくいかないのは、音楽は触覚だからです。肌にぶつかってくる音の衝撃波、あれがあるので音楽というものは成り立つのですが、あれを遠隔でやったときには触覚が全然違ってきますから、ちょっと違ってきますよねとなります。

現状どうしているかといいますと、裏のページに行くのですが、今、対馬高校を中心に、各学年1クラスしかないような、非常に小規模の豊玉高校、それと上対馬高校で中心になってやってもらっています。あと、進学校で平成27年度から島原高校に入れさせてもらっています。今までの遠隔授業というのは、どちらかというと周辺校からスタートして

いるのですね。それを進学校まで持ってきているという段階です。

なぜ周辺校からかというのも一つお話ししておいたほうがいいと思います。高校の授業というのは、必ずしも全員が授業を受けたいと思って学校に来ているわけではありません。むしろ授業なんて大嫌いだという子たちがいっぱいいます。そういう子たちのために授業をどう変えていくかというのはすごく重要で、そのときに刺激が外から欲しいのです。そのとき、論理コミュニケーションみたいなものを最初にぶつけてきたりすると、どうやって自分が話せばいいか、どうやって授業中に話せばいいか、やっと学び始めます。生徒がだんだん変わってくるのですね。

その次に、だんだんアクティブラーニングに入っていくのですが、遠隔授業の中で唯一残念だなと思うのは、ぼやきです。授業の中で結構大事なのは、生徒同士がぼやくところ です。「わかんねえよな」と言ったときに、周りの子たちが反応しますね。「俺も実はわかんないんだ」。そのぼやきがどうやって相手に伝わるか、教員に伝わるかだと思うのです。そのぼやきを共有した瞬間に主体的な学びに変わって、「おまえもわかんないんだ」という話の中で物を聞き始める。そういう形をどう作るかというのが遠隔の次の課題で、その部分は触覚、肌感覚がもうちょっと要るのかなという気がしております。

長崎の現状を数字としてお答えしておきますと、僻地校と言われるところ、いわゆる複式を持つ学校ですね。全体で512校あるのですが、そのうちの25%、132校が複式学級を持っています。複式学級の生徒は成績が悪いかというところでもなくて、実際の数字で見ますと、離島の方が若干成績は上です。もちろん平均だけ見るとです。しかし、飛び抜けた生徒はやはり出てこないというのが現実としてあります。授業の中ではお互いにいろいろな考えの生徒・児童がいて、その中でお互いに話し合う。いろいろな意見を聞き合う中で、自分で主体的に考えて、何をしなければいけないかと自分で考える主体的な学びが必要だと思います。

ですので、人数が少ないからというのは、決していい話ではないというのが現実です。一定の人数がいないと、主体的な学びに持っていくというのはちょっと難しいのかなと思っています。

あと、先ほどお金の話があったのですが、これはちょっとおもしろい問題が発生してしまっていて、県の方は先ほど言ったとおり買い切り10万円ぐらいでできるシステムをやっています。ところが、これが市の方に行きますと、月13万とか15万という高い値段で遠隔のシステムを入れていらっやいます。とても高い金でやっているのです。

遠隔を高いもので作ってしまうと大抵失敗します。理由は明らかなのです。機械は一定時間たてば必ず壊れますので、壊れたときに買いかえる方法がない。高いが故の問題点。

もう一つは、高い機械だと専門性が高いので、専門的に覚えなければいけないです。そうすると教員の負担が重いのです。先生が異動してしまったりする中で、なかなか使われないという問題が起きてきます。

以上、長崎県からでございました。ありがとうございます。

○原座長 大変ありがとうございました。

次に、新経済連盟、小木曾様からお願いいたします。

○新経済連盟（小木曾氏） 新経済連盟の小木曾です。今日は機会をいただきありがとうございます。

ページをおめくりいただき、最初は導入で書いているだけなので飛ばしまして、3ページを見ていただきたく存じます。新経済連盟では、従来より遠隔教育に関しまして提案をしております。産業競争力会議で代表理事の三木谷が、対面・書面交付原則の撤廃の一例として、遠隔教育についても3ページにある資料を掲げて問題提起をしたところでございます。

4ページ、5ページは単に経緯を書いております。5ページは文部科学省様が2014年12月に報告書で出されました資料から抜粋しております。現行の制度と、改正後どうなりますよということを書いてあるところでございます。後で提案事項として説明するときに、この改正の内容もあわせて説明をさせていただければと思います。

我々が遠隔教育にどういう期待をしているかということ述べていただければと思います。6ページをあけていただきますと、世界で競争がかなり激化しておりまして、世界各国では、Science、Technology、Engineering、Mathematicsの略ですけども、STEM教育という名前で、そういうものに重点投資をしていくという流れが出ております。その中で日本国・日本人が勝ち残っていくためには、そのような能力を備えた人材を育成することが必要であろうと思っております。

先ほど島村様からもお話がありましたけれども、コミュニケーション能力あるいは論理的思考能力といったものが非常に重要だと思っております。また、外部からの刺激という話も島村様からあったと思っておりますけれども、正に我々も同様に考えます。そのようなものを与える機会として、遠隔教育の実践というのは有為な教育人材の確保と内容の質の向上ということで、非常に意味があるだろうと思っております。

1ページおめくりいただきまして、8ページ目です。もう一つは、地方創生の切り札としての意義があり得るのではないかということの御提案でございます。先ほど梅嶋先生からありましたけれども、学校の統廃合、分校廃止というのは、地方に限らず都内都心でも発生しているところでございます。我々はいろいろなところでいろいろな方と話をしておりますけれども、学校がなくなるということが、地域コミュニティーを崩壊させてしまうという話はよく聞いているところでございます。

ある地域では、遠隔教育で外の気づきを与えることによって偏差値が上昇して、地域コミュニティーも維持がされたという話も聞いたことがございます。

先ほどの梅嶋先生の話によれば、ものすごいコストがかかるということではなくて、今まである良質な学校を維持しながら地域コミュニティーを維持するという可能性が、遠隔教育に非常に期待があるのではないかと感じております。

9ページは、そんなにコストをかけなくてもできますよという例として、今、民間でもいろいろな手段が出ていまして、例えば下に書いてあるところだと、病気の子がいるのですけれども、実際に自分の席のところロボットを置いて、これが首を振ったりうなずいたりするというようなものがあったり、あるいは横だと、スカイプよりももっと簡単にビデオチャットができるといったような技術もできているということでございます。

10ページをおめぐりいただきまして、この遠隔授業ということが、省令改正によって制度化したということについて、非常に大きく評価をしているところでございます。ただ、遠隔教育が持つ潜在的な意義というものを発揮させるためには、さらに以下のことを考えたかどうかということで提案を幾つか、11ページ以下、述べさせていただければと思います。

まず、遠隔教育は今、文部科学省様の方で高校だけで話をしていたのですけれども、多様な人材による教育、外部からの刺激の必要性とか、あるいは廃校の問題というものは当然高校だけに発生する問題ではございませんので、小学校、中学校も含めて、ここについてどういう考え方をするかということを検討してみたらどうかというのがまず第1点でございます。

それから、11ページの下のところです。梅嶋先生から説明がありましたので、細かい説明は省きますけれども、必要な単位数の上限と、一部対面が必要だということがありますので、より柔軟化できる方向性がないかというところでございます。

12ページでございます。これはちょっと説明を戻らせていただきまして、5ページをもう一回見ていただきますと、配信側と受信側ということで図が出ていまして、同時双方向になっております。要件のところ、配信側の教員として担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員と書いております教員というのがどこまで入るのかというところが必ずしも明確ではないのですけれども、外部の方、教員ではない者の活用も含めて考えたかどうかということです。また、配信側のところが「授業を行う場所」という書き方を省令上しておりますが、授業を行う場所というところにどこまで入るのかという中で、例えばお休みしている教師の方が在宅でできるという可能性があるのか、ないのかといったような形も少し考えてみたらどうかと思っております。

最後に13ページです。これから英語の早期教育化、プログラミング教育が小学校から必修化される中で、どのように教育水準を保っていくかという中で、教員免許の弾力化ということで、今、教員免許非保有者の活用制度というのを14ページに書かせていただいたところでありまして、それぞれに課題がありますので、もう少し弾力化をして、あるいは例えば英語であれば日本へ留学する大学院の人材というのがいますので、そういう者を活用するなど、外部からの刺激ということで考えてみてはどうかということでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○原座長 大変ありがとうございました。

お三方からお話をいただきましたが、高校での遠隔教育、遠隔授業が2015年から解禁されて、長崎県では相当先行的な取組みがなされていると。ただ、その中でまだ幾つかの課題が残されている、そんなお話だったかと思います。

すみません、私から先に1点だけ。梅嶋先生の課題1がちょっと分かりづらかったのですが、遠隔授業をすぐに始められるネットワークポリシーの整備というところですが、これは要するに、本来ならば1教室10万円でできるような話が、高度なネットワークが学校に求められていて、高額な金額が求められていると、そんなことをございましょうか。その場合に何か規制の制約があるのかどうかも含めて、もう少し補足をいただけましたら。

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） これは、今まで学校の教育ネットワークというところは、遠隔授業というものを活用するように作られてこなかった経緯がございます。どちらかという市役所とか、島村さんの方が詳しいと思いますけれども、行政ネットワークの一環として作られてきましたので、教室と教室を自由につなぐということは想定しておりませんでした。その結果として、使い勝手が余りよくないようなネットワークの現状になっているというところが問題でございます。

少し技術的などころになってしまうのですが、この辺は仕様の変更によって、非常に低コストで実現できるという手段がかなりできておまして、これは今、官民で文科省さん、総務省さんも含めて、そういう方向性で変えていこうという話ができているところでございます。

○長崎県教育庁（島村政策監） 補足してよければしますけれども、ネットワークポリシーの整備という問題は単純でして、「学校の中にネットワークを引きましょう」といったときには、学校の校務情報、採点情報、それと各教室で授業で使うときの情報が同じネットワークの中に入っているのです。そうすると、校務情報を外部から自由にさわれるのはとんでもないと。だから、ネットワークポリシーにひっかかって、とてもではないけれども、他とつなげませんよという話になるのです。それを変えようというのが、ここに出てくる校務と学習の分離という話です。

○吉田座長代理 これは設定だけの問題ですね。

○長崎県教育庁（島村政策監） そうです。

○吉田座長代理 月13万円はとても魅力的なビジネスになります。今の日本ほど通信インフラが強く、ブロードバンドが発達している国はありません。今おっしゃっているのは本当にトポロジーをどのように設計するかという話なのですね。だから、ネットワークの構築について、私は分からないことがすごくいっぱいあったのです。このポリシーの詳細も、つぶさに見る必要があると思います。

それから、今、クラウドサービスが成長してきて、テレビ会議システムは安価になっています。だから、この13万円というコストも大いに見直しの必要はあると思います。ただ、おっしゃっている意味は分かるのです。大事な校務情報へのアクセス権等の問題もあると思いますが、これもロジカルに考えていけば、あくまでもいろいろな設定上の問題で

難しくないと思います。たとえば、帯域で分けることができます。それに同様にアクセス権だって制限することが可能です。それはやりようなのではないかと思います。

若しくは、何か特別な規制や条例など、ITの分野を超えた問題が存在して、今のテクノロジーがアプライできないような状態になっている場合もあるかもしれません。私はそこは初めて聞いたので、詳細を教えてください必要があると思います。

○長崎県教育庁（島村政策監） そんな難しいことではなくて、ただ単に「ネットワークを引こう」で来てしまっただけです。最初に「校務と授業関係の情報は分離しましょう」でスタートすればこんなことはなかったのですけれども、最初に「ネットワークを引こう」ということだけで始まったので、この結果です。

ですので、現在、多分、皆さん方は御存じないかもしれないですけれども、ほとんどの学校に行ってみると、校務と教材は分離されていません。

○吉田座長代理 インターネットは引いていらっしゃるわけですね。

○長崎県教育庁（島村政策監） 当然引いています。

○吉田座長代理 ブロードバンドみたいなものはおありになるわけですね。だから恐らく帯域の問題で多少は容量を膨らまさないといけないかもしれませんね。その「ネットワークを引きましょう」という内容が分からないので、あまりコメントはできないかもしれませんが、そのネットワークを校務と授業に分離をする場合、物理的に新たに専用線のような閉域網を引こうとか、そんな大がかりなことを考えておられるのですか。方法はいろいろあるような気がしているのですが。

○長崎県教育庁（島村政策監） 技術的には簡単なことなのです。その簡単なことを現場の教育委員会にちゃんと話していくというのは結構時間もかかるし、大変な作業です。

○吉田座長代理 そこに理解のギャップがあるということですね。セキュリティも担保し、アクセス権も担保し、いわゆるロジカルに分けられるのです、というのをなかなかお分かりにならないということなのでしょう。

○長崎県教育庁（島村政策監） 分からないし、現場の先生方にそれをきちんとやれと言っても、今の状態ではなかなか難しいです。佐賀でこの前、事件が起きましたけれども、あの事件以降にやっと先生方が目覚めてくれて、これではまずいのだねというのが認識されて、各自治体が今、動き始めているところです。

○吉田座長代理 あともう一つお伺いしていいですか。先ほど著作権のお話が出たのですけれども、実は私、MBAの授業をイギリスのインペリアル大学で、ほとんどオンラインで受けていました。日本にいましたので、3か月に1回ぐらいイギリスに行って試験とかはやらなければいけないのですけれども、そのほかの授業はオンラインでライブで受けるわけですね。それが、なぜ日本の国内はできないのだろうと思いました。日本でそれが可能でないとすると、私が授業で受けたものも全部無効になるのかと、一瞬心配したりしました。

あと、一つだけ情報共有させていただきたいのは、恐らく江田さんなんかもそうだろう

と思いますが、グローバル企業に勤めていると、同僚とか上司に顔を合わせて対面で、肌感で話すということはほとんどないのです。多分、私は上司に本当に至近距離で会うのは1年に1回か2回なのです。毎週とか1日置きぐらいで行われるいろいろなグローバルの会議などという、平気で20カ国、みんなでテレビ会議に入って、若しくはオーディオカンファレンス、電話会議に入って、夜中でも真剣に議論しています。

そのときに、やはりグローバル企業に勤めて本当に思ったのは、これからはデジタル・テクノロジーを活用したコミュニケーション能力がものすごく必要だなと思ったのです。すごく優秀な日本人の人とかがこの違和感で、デジタルを挟むと空気感が読めず、英語はものすごく堪能でもコミュニケーションがとれなくなる。若しくは20カ国をつなぎ、そこに合計約100人参加しているような状況のとき、タイミングと技術を活用した特殊なコミュニケーション能力が必要なわけですね。これが身につけていないということはあるように思えます。

私は、イギリスの教育を受けさせていただいたときに思ったのは、こういうオンラインの教育を、一つグローバルのビジネスに必要なトレーニングだと認識して、こうやって教育されていて、みんなこういうタイミングで話すという技を身につけているのだなと思ったのです。だから、確かに対面はそれが一番いいと思うのです。肌の温もりを感じてとか、何かニュアンスを酌み取りながら議論するのも方法のひとつです。でも、今後、日本がグローバル化されていく中で、こうした技をつける、そうした技術も私たちはやはり習得していくべきなのだろうなというのがお話を聞いていて思ったところなのです。だから、その両方ということはあるのではないかと。

ただ、著作権の問題はもうちょっと聞いてみたいなのというのと、ネットワークの詳細に関しては是非別途お話を伺いたいなと思っております。

○原座長 著作権のところ、先ほど梅嶋先生は難しいということをおっしゃったのですが、明確にだめだということにはなっているのでしょうか。

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） 現在、遠隔授業に対応した形でどのように著作権を処理すればいいかということのガイドラインが存在していないので、ある種、例えば遠隔授業で音楽をやってしまうと、その学校に訴訟リスクが存在してしまうからできないというのが現実でございます。

○原座長 わかりました。

ほかの委員の皆さん方にも御質問、御意見をお願いしたいのですが、その前に、地方創生事務局から藤原審議官にお越しいただいていますので、これまでの特区での取組みを踏まえて何かコメントがありましたら、お願いします。

○内閣府（藤原審議官） ありがとうございます。

おそらく問題意識としては、今日御発表いただいた中で小木曾さん、新経連の方の御発表の補足のような形になると思うのですがけれども、1回目の投資等ワーキング・グループでも発表させていただきましたが、この遠隔教育については、具体的に去年の成長戦略の

中にこの問題意識ととりあえずのアクションを、特区のパートで書かせていただき、閣議決定をしております。

ポイントは、高校ではなくて小中学校の問題としてこの問題の具体的なニーズが上がってきているという点でございます。

具体的には、これは長野県の伊那市からお話をいただきましたが、中山間地の小規模な学校があって、やはりそこで遠隔教育をしたいというニーズがあるという点と、統廃合が困難だということがあるので、単に遠隔でつなぐ、ITでつなぐということではなくて、合同授業のニーズがあるという点です。違う学校の生徒が同じ授業を受けるという、これが喫緊のニーズとして出てきているところを御報告申し上げたいと思います。

実際のアクションとしまして、文科省の方で、これは閣議決定に書かせていただきましたが、小学校4校、中学校2校で昨年モデル事業を実際に実施していただいております。今年度3科目と、まだ少ないのですが、合同授業の遠隔教育を小中学校でやっていたという点です。

これは一種のシェアリングエコノミーでございまして、教員の方々のリソースをいかに義務教育ないし一部高等教育を含めて活用できるかというところで、これは実証できていないところなのですが、高校の先生が中学校の生徒を教えたり、中学校の先生が小学校の児童を教えたり、そういったことも本来は、実証すべきと考えます。

いずれにしても、特区の提案の中でこういった差し迫った提案が出てきておりますので、このモデル事業の評価を、我々も文科省と一緒に急ぎたいと思っております。特区ないし全国措置で何とかこの実現を図っていければと考えておりますので、こちらの会議ともよく連携させていただきます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

では、今の点も含めて、委員の皆様方からお願いいたします。

江田さん、お願いします。

○江田委員 御説明ありがとうございます。

お話を聞いていて、最初は統廃合が進んでいて、教育を受けられない環境の子供たちが出てきてしまう、あるいは幼いながら移動しなければいけない、そのような状況を避けるための話なのかと思っていました。恐らくそういう話だと思いますけれども、同時に、新しい刺激という観点もあるように思います。その観点を考えると、現行の実際に学校として成立しているところの教育においても、新しい考え方が必要なのではないかという感触を得ました。

先ほど吉田座長代理がおっしゃっていたグローバルのスキルセット、今、授業ができているところでも、実際にそういった新しい刺激といったものも必要なのではないかと思われましたので、これを機に、ちょっと大きな問題になってしまいますけれども、現行の教育の在り方を議論するのもよろしいのではないかという感触を得ました。

以上、感想でございます。ありがとうございます。

○原座長 ありがとうございます。

何かコメントはございますか。特によろしければ。

では、高橋先生。

○高橋委員 3点お伺いしたいことがございます。

1つは著作権法でございますが、多分、35条のただし書きの解釈がネックになっているのだらうと思うのです。そこで、ガイドラインがないという話なのですが、これは文化庁の方でガイドラインを作るという動きはないのかどうか。若しくは文化庁にガイドラインを作れという働きかけは今まであったのかどうか。この2点、まず第1の論点についてお聞きしたい。

それから、お聞きしていて実際に拡大していかない一つのネックとして単位数の話があったのですが、私が受け取らせていただいたところ、いわゆるクラス担任とか危機管理とか課外授業と、その学校にいなければいけない教員というのは多分あって、問題なのは、新経連の方がおっしゃったのですけれども、正規の教員がその授業に同席していなければいけないことのように思います。これは当該学校の教員にとっては新しい負担になるわけで、その負担が増えることで、当該校の先生が新たな負担を背負うというのでネックになるのではないかとこのところがあって、むしろそこが問題なのではないかと私は思ったのです。それについて、私の考え方が間違っているかどうかを教えてくださいということです。

3番目ですが、高校から始まったということなのですが、小中学校について実施しなかったのは、義務教育だから、まずは高校からという発想だったのかどうか。小中学校については、その際に何かネックがあるかどうかということが意識されていたのかどうか。この辺について、御関係の方に御教示いただければと思います。

以上3点、ちょっとお願いしたいです。

○原座長 ありがとうございます。

では、1点目は梅嶋さんと、2点目は小木曾さん、それから島村さんはもし何か補足があれば。3点目は当時の経過で梅嶋さんから。

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） では、1点目と3点目を私の方から回答させていただきます。

1つ目の著作権に関してでございますが、文化庁で動きがあるのは認識しています。著作権法35条の遠隔授業への対応に向けての検討はして頂いていると聞いております。

3つ目の部分の、なぜ高校からだったのかという経緯でございますけれども、背景にありますのは、私も大学の教員でして、まず高大連携から始めようというところがございます。大学の授業を高校に届けたいというところから始めたものですから、その結果として、高校をまずは主ターゲットとした遠隔授業ということになっております。

それがかなりいろいろな意味でうまくいく目途が見えてきたので、中学校、小学校にも

広げることができるのではないか、という問題意識を持っております。

○高橋委員 では、小中学校については何かネックがあるというような意識はなかったということですね。

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） はい。小学校に関しては遠隔授業の前として、机間巡視により、子供たちに対面で教えなければいけないこともあるという認識を持っていましたので、ニーズが高いのは高校の方だと思っておりました。

○原座長 では、小木曾さん。

○新経済連盟（小木曾氏） 机間巡視、机の間を巡視するという観点からは受信側での教員の配置にも一定の合理性はあるとも言えなくはない。あと、実際にどれだけそれが負担になっているかというのは、私よりも。

○高橋委員 つまり、文科省の前提としては、教員が同席していることが条件になっているだろうと。そこがネックになっているのではないのでしょうかという御質問です。

○新経済連盟（小木曾氏） 通学制というのを前提としていて、教師が対面で全人格的な教育をするという発想が大前提としてある中で、遠隔というのを通信制とは違う中でやる条件として、いろいろ今の条件がつけられてしまっていると推察しています。

○長崎県教育庁（島村政策監） あと私の方から、授業の話です。

多分、言葉だと逆に聞こえると思うのですが、「個別の指導において専門的な学習ができないという問題」が発生します。逆に聞こえますよね。これは何かというと、教えている側、遠隔の向こうにいる教師は、専門性は高いのです。ところが、受けてくる側の学校の先生のレベルが低いとなると、個別学習が弱くなります。授業だけで全てが成り立っているわけではなくて、授業時間のほかにその生徒と話をしたり、放課後やったりとかいう問題がありますので、専門性の高い人が向こうに行ってしまうと、手前が薄くなります。この問題があるので、これをどうするかという問題を先に解決せずに、遠隔であればいいのだというのはちょっと違うのではないかと考えてどうしてもございます。

そういう意味もあって、本来は教員の質を上げるべきなのに、そうではなくて遠隔でただ単に解決するのはちょっと違うのではないかと。しかし、新しい授業、新しい教育に関しては、当然それは今までの授業にはないことですから、喜んで取り入れております。

○原座長 確認ですが、受信側は免許保持者ではなくてもいい。教員というののはどの範囲の人なのですか。

○長崎県教育庁（島村政策監） 免許保持者でなくてもいいとされているのですが、保持者の方が本来はいいのです。それはその授業を学んだことをもう一回生徒が振り返って話を直接できるからです。だから免許を持っていた人の方がいいというのはそういう意味です。免許外でもいいというのは、授業規律のために言っている言葉ですね。授業規律のために先生がいたほうがいという問題と、もうちょっと進んで、授業を振り返っていろいろなことを相談しながらもっとレベルを上げていこうねという話になってくると、ちょっと違いますよという話です。

○原座長 これは先ほどの特区の話ではないけれども、小学校の先生ではダメなのか。小学校の免許を持っている先生。

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） 補足をいいですか。

高校における遠隔授業におきましては、受信側の教室にその高校の先生がいることが義務化されています。ただし、その先生は、例えば遠隔授業で英語の授業をやっているといったときに、英語の先生ではなくてもいいです。校長先生でもいいし、体育の先生でもいいです。当該学校の先生が教室に居ることが義務化されています。これは、その教室の管理責任という意味での先生の存在というところで理解していただければと思います。

○原座長 八代先生。

○八代委員 先ほどのビデオを見たときにはそういう先生はいなかったけれども、それは必ずいなければいけないということですね。やはり生徒が騒ぐ可能性があるから、そういうことでいいわけですか。

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） 長崎県の上対馬高校の名誉のために申し上げますと、私のビデオに映っていなかっただけで、上対馬高校の先生は、教室に居ます。

○八代委員 それから、小学校の教員は教育学部を出なければいけない、全ての科目を教えなければいけないから、それが例えば中学校の先生が小学校を教えるときの一つのネックになっているというのは依然として変わらないわけですね。

だから、やはり何を基準にするかで、それはもちろん小学校の先生が小学校で教えたほうがいいし、できるだけ質の高い教員が教えたほうがいいに決まっているわけですが、人的制約の面からセカンドベストとして何を考えるかということがポイントだという理解でよろしいですか。

○原座長 梅嶋さん。

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） その意味で言いますと、私も目からうろこだったのですが、小木曾さんの資料の13ページにございます、教員免許の弾力化という書き方で小木曾さんは書いていただいておりますが、例えば、私が高校現場から授業をやってくれと頼まれて、実際に私が授業を行っても、私は大学の教員ではありますが、免許を持っておりませんので、無免許教員ということになってしまいます。

仮に、1年間、大学教員の私が遠隔授業を行うと、高校生からすると、頑張っても卒業単位として認められないというリスクがついてしまいます。遠隔授業が認められ、多様な教育が求められる中で、どのような免許制度が良いのか、そして免許をしっかりと持った形で学生を教えていくべきなのかということに関しては、整理が必要ではないかというところを問題意識として持った次第でございます。

○原座長 森下さん。

○森下委員 それに絡んでなのですかけれども、医者などは僻地とか離島はもともと足りないではないですか。教員に関してはどうなのですか。これはなり手がなくて困っているのか、それともある程度、ローテーションを県の教育委員会でもされるではないですか。

そういう意味では、先生自体は今のところ足りているのか。その現状はどんな感じなのですか。

○長崎県教育庁（島村政策監） 教員の数は定数で定まっていますので、生徒の数が何人いればどうだと定まっていますので、その部分は足りているのです。

ただ、問題はそこではなくて、離島に行った先生は、例えば離島で英語の教員で若くして行きましたというときに、一生懸命教えているのですが、上手くならないのです。それは怒ってくれる先生がいないからです。先生を教える先生は実際に必要で、若い先生を見てくれる人がいないと育たないのです。自己満足で終わってしまうのです。その部分も解決しなければいけないので、遠隔授業で授業を見てもらうという授業の遠隔の活用というのは、実際に長崎でも行っています。

○森下委員 先生自体の教育なのですね。

ちなみに、ローテーションとしては離島に先生は何年ぐらいいるのですか。

○長崎県教育庁（島村政策監） いろいろな場合がありますけれども、長い人で6年、短い人で3年ぐらいです。

○原座長 では、大田議長。

○大田議長 ありがとうございます。

3点あるのですが、1つは遠隔授業の目的です。廃校の危機がある、高校生が遠方まで行かなければいけないというこの状態の中で、とにかく遠隔教育という手段を与えようという、八代先生が言われたセカンドベストとして遠隔教育という手法を確保しようということで位置づけるのか、それとも新しい教育とか授業の質を上げるという、そちらに主眼があるのか。それによって取り組み方が違うような気がするのです。

二者択一ではないと思うのですけれども、島村先生のところでは、あくまで遠隔授業の目的は授業の質とか新しい教育ということであったのかと、これが1点です。

2点目として、高校の場合に単位数が36単位に制限されたということなのですが、この制限された理由というのは何だったのか、御存じだったら教えていただきたい。これはどなたでも結構です。

3番目に、これを実施しようとするときに、どこに最大の問題があるのか。どこが一番の障害になるのか。今、文科省も取り組み始めている、このスピードを上げていこうとか、あるいは著作権といった関連制度の整備をしようということですが、それで済む話なの、それともどこかに何か反対するところがあって、障害があるのかどうか。これも何か御存じでしたら教えていただきたい。

以上3点、お願いします。

○長崎県教育庁（島村政策監） 質の話からいくと、離島の高校で確かに通学距離が延びてしまうとかいう問題が多々あるのですが、そのときに遠隔だから残すという発想は地元にはないです。むしろさまざまな授業とか学科の作り方をして、外から人を呼び込んでその学校を存続させようという行動に出ます。例えば長崎ですと、人口が少ないので小中

高一貫校ができてしまうのですね。その小中高一貫校の中で英語教育をずっとやっていますから、進学型のものを離島でも作りましょうとか、どうしても学校になじめなくて学校に行けなくなる子がいますので、そういう子が離島に行って、リセット、自分の人生をリセットしてやろうという新しい学びをするということで来てもらうとか、いろいろな形のものを作っていくのです。

そこは遠隔だからあるというのではなくて、地元の活性化は地元の活性化として別に存在しているというのが現実の話だと思っています。

ただ、それとしても、例えば音楽の教員はなかなか小さい学校に置けませんねとか、技術の先生を置けませんねという問題があるので、その部分は遠隔で一部カバーをしながらもちゃんと回っていくという体制が必要になってきます。たとえば授業は時間割で管理していますけれども、もうちょっとそこは弾力性を持って、午前はこの学校に行って、午後はこの学校に行ってという形の回り方もあるのではないかとこのところがあります。

ですので、学校に所属しなければいけない教員と、もうちょっとフリーの教員があってもいいのではないかなという気は少しいたします。

○原座長 2点目、3点目は梅嶋さんと小木曾さんから。

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） 先ほど島村さんから答えていただいたところで、補足という部分では、私は、遠隔授業整備で離島山間地域を回ることが多いです。すると、親御さんからこういうことを言われます。「うちの息子は大都市の学校に行かせなければいけない。うちの息子は良い大学に入れたいので、そのためには大都市のいい学校に行かなきゃだめだ」と。遠隔授業を用いれば、全国のどこに位置しても高い質で新しい授業を提供できる時代にも関わらず、このような議論は存在します。

2つ目の単位数の制約という部分でございますが、もし仮に全部を遠隔授業でやるということになりますと、通信制高校という制度があるので、ある種の制約はあるのだろうなと思っていました。ただ、なぜそれが半分なのだろうということに関しては、私も存じ上げていないところでございます。

最後の3点目、実施するときの最大の制約は何かということでございますが、私の方からは先ほど4点あげさせて頂きました。1つはネットワークの問題。委員の方からは前近代的だというお話をいただきましたけれども、技術的には簡単にできることでありますけれども、それができないというネットワークの問題。2つ目は、著作権の問題。遠隔授業において授業素材を学生と共有できる仕組みづくりです。3つ目は、中学校というところに関して言いますと、どのようにやったら遠隔授業を正規授業として実施でできるのかの整理です。これが解決されますと、多くの学校で遠隔授業を使った教育がやりやすくなるのではないかと考えております。

最後に、冒頭で御指摘いただきました廃校の問題と新しい教育の問題、どういう方向を考えるかという件に関しては、当初から当研究所は、二兎を追うということを決めておりまして、両方大事だと思っています。それは何かと申し上げますと、遠隔授業を推進

するときの最初のきっかけを長崎県の対馬にあります県立上対馬高校に求めたところがそもそもでございまして、遠隔授業を始めることが出来た際には、必ず都市部と離島・山間地域で同じ環境を実現する。なぜならば、それはインターネットがつながっているからだという思いからでございます。そういった意味では、離島・山間地域の廃校問題という部分と、新しい教育の実施というところは両方を追っているところでございます。

○原座長 3点目の御質問は、遠隔教育をやることについて反対する人とか、抵抗勢力みたいな人はいるのですかという御質問だと思うのです。何かそれはありますか。

○新経済連盟（小木曾氏） 先ほどの私の資料にも入っております文部科学省様の検討会議でまとめた、2014年12月の「高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議報告」というものがありまして、その中で書いてありますのは、遠隔教育を認める範囲は、以下の2つのこと等を踏まえて36単位を上限として認めると書いてありまして、以下の2つのことというのをこれから読み上げます。

通学制の大学が卒業に必要な単位数124単位のうち半分以下である60単位を上限としていること、これが①。②として、高等学校において既に認められている学校外学修の単位認定の仕組みが最大36単位となっている。これをどう理解するかというところですが、私なりに理解をすると、先ほどの梅嶋先生と共通しますが、通学制という大前提がある中で、今、例えば学校外学習という例外的な制度があつて、そういうところを参考にしてみたというところですが、ただ、これが合理的かどうかと言われると、なぜ半分なのかという疑問は解消されたかという、私は分かったようで分からないなという感想を持ちます。

○原座長 ありがとうございます。

先ほど梅嶋さんが通信制教育との区分が難しくなるということをおっしゃいましたが、通信制課程そのものは、もともと自宅での学習で、時間はいつでもいいし、添削指導をベースにするという相当別の体系だと思うのですが、それはやはり別体系での遠隔教育で全日制で学校に通うというのがあつてもいいのではないかと思うのですが、それはどうなのでしょう。

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） 将来的には、もっと遠隔授業の比率を高めた選択があつても良いのではないかという認識は持っています。

○原座長 議長、今のでよろしいですか。

○大田議長 36単位が学校外学習の単位だとすれば、あくまで今の位置づけは、新しい教育とかそちらの方でのみ認めているというふうに解釈していいのでしょうか。

○新経済連盟（小木曾氏） 今回の制度設計は別にそこに制約はないのですけれども、36単位の数字を持ってきた例が学校外学習だということです。

○原座長 あと、安念委員はよろしゅうございますか。

○安念委員 著作権法のごときは、率直に言えば、やっつけてしまえばいいのだと思います。今お話を伺っている限りでは、この種の複製をしたからといって、別に著作者の得べかりし収入が奪われるわけでもないし、何が困ることが実際に起こるわけではないです。私も教

材をアップして学生に配ることはありますが、瞬間的にはハードディスクに蓄積されますので、複製しているわけなのですけれども、それはもちろん36条の範囲内、著作権の制限の範囲内ですので、全然問題ないと思います。

それから、他にもいろいろ御心配はあると思うのですが、率直に言って著作権法はもともと完全には守れない法律なのです。守れない法律なので、私的使用のための複製というのは認められるのですが、例えば日経の記事などを朝、社長さんが、もう老眼だから、秘書さんに「これをコピーして」というのは幾らでもやっていると思うのですけれども、あれは自分で読む人が自分でコピーしているわけではないので、厳密に言うと違法である可能性が高いのです。だけれども、そんなことを言ったら世の中全く回らないですね。学校現場でこの程度のことをなさることに気を遣われる必要は、私はないと考えています。

○原座長 恐らくそういうことで、ただ一方で、先ほど梅嶋さんがおっしゃったのは、誰かにオーケーだと言ってほしいということですね。

○安念委員 それはもちろんよくわかります。

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） 今、指摘がありましたが、自分の授業でありましたら自分の責任において実施できますが、高等学校の遠隔授業ということでは、高校の先生がやられるので、私が、やって良いと言うことができないというところがございます。

○安念委員 わかりました。ありがとうございます。

○原座長 副大臣、政務官、何かございますか。よろしいですか。

では、政務官。

○務台大臣政務官 うちの田舎は中山間地で小さい学校が多くて、今も鬼無里の小学校6年生が2人、国会議事堂に来ていたのですけれども、遠隔地教育が小学校でも、小学校低学年では難しいかもしれませんけれども、少なくとも小学校の高学年でできたらすごくいいと思います。もしそれがすごく成功して、長野市街地の子供も鬼無里の小学校に上がって来てこういう授業を受けたいということで横展開ができればすごくいいと思うので、ぜひ長崎県では、高校に加えて小中学校でも導入して実験的にやっていただきたいと強く思います。

○長崎県教育庁（島村政策監） 現実にもうやっていますので、体験活動的には遠隔で小中学校でやらせてもらっています。やはり中山間地の方で子供たちがなかなか都会の子とか中心部の子と話せないで、そういう子たちの中で合同授業としてやらせてもらっています。

○原座長 小中学校で梅嶋さん、何か御覧になっているところはありますか。

○慶応義塾大学SFC研究所（梅嶋特任講師） 小中学校の特に中学生たちは遠隔授業にすごく期待を持っています。それは島村様からもありましたけれども、刺激というところもあります。子供たちは非常に新しい学びに飢えているというところを感じています。私は大学で今、起業家論を教えていますけれども、ある中学生が、僕も中学校で学びたいと

いうことを言っていたりします。そういった意味では、離島・山間地域、大都市部を問わず、子供たちが学びたいという学びを提供するところに関しまして、中高関係なく遠隔授業というものを活用して、いち早く、一日でも早く子供たちが必要な学びを届けるということをやっていかなければいけないという問題意識を持っています。

○原座長 ありがとうございます。

あとはよろしゅうございましょうか。

それでは、梅嶋様、島村様、小木曾様、今日はお忙しい中お越しいただきまして大変ありがとうございます。

この議題は、このワーキング・グループで引き続き、本日の議論も踏まえて検討していきたいと思います。

(慶応義塾大学SFC研究所、長崎県教育庁、新経済連盟、内閣府地方創生推進事務局 退室)

(個人情報保護委員会事務局、厚生労働省、文部科学省、経済産業省 入室)

○原座長 お待たせいたしました。では、議題2「医療分野における個人情報の取扱い」に移らせていただきます。前回のワーキング・グループでは、ガイドラインの改正、倫理指針の改正について、個人情報保護委員会事務局、厚生労働省から御説明をいただきましたが、十分に納得できるところまで至りませんでしたので、本日、2回目ということでお願いをしております。

では、今日は前回のワーキング・グループでの委員からの質問、意見に対する見解について、個人情報保護委員会事務局及び厚生労働省から改めて御説明をお願いいたします。また、質問への対応として文部科学省、経済産業省からも御参加いただいているのですね。

では、厚生労働省からお願いいたします。

○厚生労働省大臣官房(椎葉審議官) 厚生労働省大臣官房審議官の椎葉でございます。

事前にいただいている質問の順番で、厚労省の方が先でございますので、まず厚労省からお答えさせていただきたいと思います。

まず、個人情報保護法の適用除外となる研究グループでございますが、いわゆる「学会」だけではなくて、例えば研究会等の任意団体だとか、規模の大小にかかわらず指針に沿って研究をやる場合にはこの適用除外になるかという御質問と、それから、民間病院の医師が診療情報を提供することも可能となるという理解でよいかという御質問でございます。

回答ぶりでございます。個人情報保護法第76条には、大学その他の学術研究を目的とする研究機関若しくは団体、それらに属する者が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は適用除外、これが大原則でございます。

御指摘の研究会等の任意団体につきましても、その規模の大小にかかわらず、改正個人情報保護法第4章の適用除外となるということでございまして、学会以外に規模が小さくても研究会などの任意団体でも大丈夫ですし、民間病院の医師が診療情報を提供する際も

大丈夫ということでございます。

次に、倫理指針には、対応表が適切に管理されている場合には、通常の場合、容易照合性がないものとして取り扱うという記載がございます。この点が個人情報保護法上の個人情報でありますとか照合性等の概念に混乱を来すことがないように整理すべきであるということでございます。

これについての回答ぶりでございます。この記載でございますが、これはあくまでも個人情報保護法の適用除外となります学術研究分野を対象とする倫理指針における「照合性」の解釈を示したものでございまして、個人情報保護法全般の「個人情報」であるとか「容易照合性」の解釈について何ら影響を与えるものではございません。

先ほどお答えしましたとおり、適用除外となっている研究については、個人情報保護法の適用の除外となります。ですから、実際は個人情報保護法の世界を外れて指針の世界になるということでございます。そして、指針の世界になりますと、「匿名化」というのがございますが、これは特定の個人を識別することができることとなる記述の全部又は一部を取り除くことや、個人と関わりのない符号や番号を付すことを含むというものでございます。この個人情報保護法の適用除外となった研究でございますけれども、いろいろな試料や情報を他機関に提供するときには、本人に通知したり、若しくは院内に公開したり、それからインターネット上で公開したりして、指針上の先ほどの匿名化をした上で対応表を適切に管理している場合には、指針に基づく取扱いを認めるということで、これは次回の合同会議に諮ることとしておりまして、指針の世界できちんとやっていくということでございます。

次に、匿名化された試料のゲノム解析について、社会的な重要性があつて実施する場合には、改正個人情報保護法の趣旨に反しないという整理が示されているが、これの倫理指針改正の内容をガイダンスで明確にする際に医学研究に支障が生じないように留意すべきであると考えますが、どのように考えているか例示を含め、具体的に教示をしていただきたいという御意見をいただいております。

これについての回答でございますが、まず、ガイダンスをきちんと示すこととしておりまして、この中で社会的に重要性が高いというのを解説する際、以下を記載する予定でございます。

まず、社会的に重要性が高いというのは、次に述べる2つを満たすものを言うということでございます。第一に各法律の例外規定に該当しているということで、個人情報保護法について言えば、次のいずれかに該当すること。公衆衛生向上に特に必要があつて、同意取得が困難な場合。それから、改正法第76条に沿って法の義務の適用除外と整理されているものである場合。第二に、例えば公衆衛生上重要な疾病の予防や治療等に関する研究である等、社会的な利益に貢献し得る研究であること、この2つを満たすものを言うということと記載することとしております。

適用除外となる機関が自機関の保有する特定の個人を識別できない既存試料を分析して

要配慮個人情報を取得する場合であっても、社会的に重要性が高い場合は、指針の規定に沿って、オプトアウト手続で研究の実施が可能であるということをきちんと記載する予定でございます。

次に、医療機関が倫理指針改正に円滑に対応できるようにするには、経過措置や施行までの準備期間が必要だということで、どのような対応を考えているのか具体的に教示していただきたいという御意見をいただいております。

これについての回答でございますが、まず、倫理指針におきまして、連結不可能匿名化された情報のみを扱うために指針の適用除外とされてきた研究であって、この情報に個人識別符号が含まれるなどの理由によって、今回新たに指針の適用対象となるものにつきましては、研究計画書の作成でありますとか倫理委員会の付議についても半年間の経過措置を設けたいということでございます。

半年間の経過措置を設ける際に考えられることとして、個人情報保護法の適用が除外されるものが多いということ踏まえまして、指針改正後の取扱いを検討してまいりたいと考えております。例えばでございますが、倫理委員会で過度な負担を避けるために、指針改正に沿った研究計画書の変更で生じ得る多くのパターンについて、これは研究計画書の変更には当たらないものだとすることを事前に整理しまして、倫理委員会の審査を不要とする、そういったものも検討する予定でございます。いずれにしろ、十分に半年間の経過措置を踏まえて研究者に御迷惑がかからないようにしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官）　続きまして、個人情報保護委員会事務局の山本でございます。事前にいただいた個人情報保護法ガイドラインに関する御質問につきまして、私の方からお答え申し上げます。

お尋ねといたしましては、本ワーキング・グループにおきまして、前回、私ども個人情報保護委員会事務局から、医療は従前の考え方を維持し、従来から医療の現場で行われてきた黙示の同意や匿名化などを引き続き記載予定との考え方が示されており、また、厚生労働省からは、従来の医療介護事業者ガイドラインの考え方を維持する方向で、今後、個人情報保護委員会と相談という旨の説明があったことを踏まえて、学会への症例報告や専門医認定のためのケースレポートの提出等の際には、年齢や身長・体重、所在地等の患者データが必要なケースが少なくないと考えられるが、従来の医療介護事業者ガイドラインにおける「匿名化」の考え方について、例示を含め、具体的に教示いただきたいというお尋ねを頂戴しております。

それに対するお答えといたしまして、改正個人情報保護法の全面施行に向けまして、新たな医療・介護関係事業者における規律につきましては、厚生労働省と十分に調整をさせていただきまして、現行の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」における各種記載事項や実務上の運用が適切に維持されるように進め

てまいりたいと考えております。

例えばということで例示でございますけれども、現行の同ガイドラインにおきまして、以下、ちょっと引用させていただきますが、「特定の患者・利用者の症例や事例を学会で発表したり、学会誌で報告したりする場合等は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化されると考えられるが、症例や事例により十分な匿名化が困難な場合は、本人の同意を得なければならない。なお、当該発表等が研究の一環として行われる場合には、学術研究分野における適用除外に係る内容に示す取扱いによるものとする」という記載があるところでございます。このような考え方につきまして、全面施行後の新たな規律におきましても、適切に維持される方向で調整してまいりたいと考えてございます。

2つ目の御質問でございますけれども、今後、個人情報保護委員会及び厚生労働省の間で十分に調整し、また、その過程では医療現場など関係者から十分に意見聴取をして調整した上で、今申し上げた1番目の御質問で確認した事項を含め、従来の医療介護事業者ガイドラインにおける記載や実務上の運用が全て維持されるという理解でよいかというお尋ねでございます。

お答えといたしましては、引き続き、厚生労働省と十分に調整をさせていただきたいと思っております。その上で、現行の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」における各種記載事項や実務上の運用が適切に維持されるように進めてまいり、そのような考え方で対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

これは前回の議論のときに、これまでの医療現場で当たり前になされてきたことが妨げられるおそれがあるのかなんかということが議論になり、考え方を維持する「方向」とかいいかげんな話はやめてくださいという話を申し上げたつもりなのですが、今、また山本参事官から「適切に維持される方向で調整」というお話があったのです。これは厚労省から、医療現場を預かれる立場でここをどう考えていらっしゃるのか、もう一回お話しただけですか。

○厚生労働省大臣官房（椎葉審議官） 正に医療現場のいろいろな先生方から意見を聴取しまして、医療現場にいろいろな混乱が生じないようにきちんと現行の取扱いが維持されるようにやっていくというところで、その旨でやっていきたいと考えています。

○原座長 維持されるようにではなくて、維持されるというお答えをいただきたい。

○厚生労働省大臣官房（椎葉審議官） そのように考えております。

○森下委員 しつこくて申し訳ないですが、大分前進したかなと思いますが、従前どおりというお答えをいただければそれでいいのですけれども、従前どおりということによろしいのですか。

○厚生労働省大臣官房（椎葉審議官） 従前どおりでございます。

○森下委員 個情委さんの方にお聞きしたいのだけれども、その考え方でよろしいのです

ね。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） 私ども個人情報保護委員会としては、医療介護事業者に対する規律については、委員会としても吟味をさせていただきたいと思っております。ただ、その観点での対応といたしましては、今、実務で対応していただいている運用として適切なものはこれをしっかり引き継ぐ、これは前回御報告したとおりでございますし、今、ガイドラインで運用されているものの中で、よりよく合理化を図られるようなものについては、むしろその方向でということでも議論していきたいと思っておりますので、その意味で今、椎葉審議官がおっしゃったとおりの方向で事務局としてはしっかり対応してまいりたいと存じます。

○森下委員 先ほど原座長が言われたように、答えになっていないですね。特に個人情報委員さんからの2番の御回答なんて「適切に維持されるように進めてまいりたい」と、それは答えではないじゃないですか。前回と何も変わっていないですね。

○原座長 申し訳ないですけども、前回の資料では、個人情報保護法ガイドライン案については医療は従前の考えを維持と明確に紙で書かれていますよね。今、相当後退したのですけれども、全くこの話では終われないなと思っております。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） 今回の御指摘につきましては、これが維持されるということについては、前回申し上げたとおりでございます。今回の御質問が、実務上の運用が全て維持されるという理解でよいかというようなお尋ねに少し私どもが過敏に反応したのかもしれませんが、全てということで、よし悪し全部そのままということよりは、適切に私どもが合理化を図られるところも含めて対応し、考えていきたいと思っております。

○原座長 全て維持されない可能性があるのであれば、どこを維持しないつもりなのか、そこは何が問題があるという判断をされたのか、それは法改正のときにその議論を当然されているべきですね。その議論はどうだったのですか。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） 現時点におきましては、私ども、この部分を修正しなければいけないという考え方は特に持っておりません。前回お話ししたとおり、黙示の同意というような医療介護分野に特有の運用も含めて、これを引き継ぐという考え方は、私どもとして前回御報告したとおりでございます。

○原座長 厚労省さんから御回答いただきたいのですが、これは従来の扱いについて、何か変えるべきところがあると御認識されていたのでしょうか。これは法改正のときにどう議論をされたのでしょうか。

○厚生労働省大臣官房（椎葉審議官） 基本的に診療における個人情報の第三者提供について、これは現行のガイドラインをそのまま引き継ぐということで、ただ、発展的なものについてはきちんとやろうということで、答えは一緒でございます。従前のおりきちんとやっていくということでございます。

○原座長 どうぞ。

○森下委員 やはり個情委さんの方で、言葉だけでは申し訳ないけれども信用できないなと。わざわざ文書で残したものを切りかえていって、方向性が明確にならないような返事をしていくというのは、正直ちょっと不適切ではないかな。やはりはっきりと従前どおりということを確認にしたものを出してくれないと、そこに関しては個情委さんとしての責任は大きいと思います。本来法改正のときにちゃんとやっってもらうべき話をしていなくて、ある意味、厚労省は迷惑かもしれないけれども、各省庁ともに大騒ぎしたあげくに、不安感だけあおっているわけです。こういう状況はよくないと思うのです。ここに至っても、まだ個情委さんがはっきり言わないというのはどういうことなのかなと。その点に関してははっきりした文書を出してもらえると理解でよろしいのですか。

○刀禰次長 座長、よろしいですか。1つ事務局からお願いですけれども、今、「適切に維持されるように」とやや曖昧な表現になっているところは、御質問があったように、中身が決まっていなかったのか、それとも審査の途中であるからなのか、それとも委員会の事務局という立場であるからなのか、そのあたりをはっきり御説明いただけるとわかりやすいと思います。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） 次長の御指摘、ありがとうございます。

今、御指摘いただいた点で言えば、後の2つでございます。1つは、現在、正にこの医療・介護の規律につきましては、今回、改正法で病歴が要配慮個人情報ということで新たに位置づけられたことも含め、この点の改正内容について精査を行っている途中段階であるということが1つ。

もう一点は、私ども個人情報保護委員会事務局の参事官でございますので、個人情報保護委員会事務局といたしましてお話をしっかり申し上げるところについては、やや限界がございます。個人情報保護委員会におきましては、この委員が独立して職権を行使することによって個人情報保護委員会ができておりますので。

ただし、私ども個人情報保護委員会におきましても、このような御議論を賜っているようなことをしっかり委員には共有させていただき、政府としての方向についてよく御理解をいただいた上で対応していく。これは事務局としてお約束を申し上げたいと存じます。

○原座長 今、精査されていると言われるのですけれども、今、精査されているのは遅いと思うのです。もし医療現場での取扱いが変わる可能性があるのだったら、それは法改正のときに議論しなければだめであって、そこを議論しないままに法改正してしまって、よくよく精査してみたら相当重大な変更が生じ得ることになりましたというのは、誰が責任をとられるのですか。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） 私どもとしては、改正法の施行を円滑に進めていくことについては、個人情報保護委員会事務局がしっかり対応を図り、今、座長がおっしゃったような御懸念されるような事態が起きないようにしっかり取り組む必要があると考えております。

なお、このさまざまな個人情報保護法の改正内容に対応した変更点につきましては、正

に先ほど椎葉審議官がおっしゃった合同委員会などにも私も参加させていただきまして、お話を申し上げてきておりますし、医療関係者とも厚生労働省とともに調整に当たっておりますので、この点は引き続き、私どもがしっかり努めてまいります。

○原座長 従来の医療現場での前回以来議論になった症例報告とか、ケースレポートとかいったものについて、これまで問題があったという認識はあったのですか、なかったのですか。これは厚労省さんと個人情報保護委員会さんと両方お願いします。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） 私どもとしては、現時点で特段の問題はないと考えております。

○厚生労働省大臣官房（椎葉審議官） 厚労省も同様でございます。

○原座長 だったら、基本的には今、変える必要はないという理解でこの法改正がなされたと考えてよろしいですね。基本的にはというか、そういう理解ですね。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） 改正法の施行に当たっては、そのような考え方で結構だと思います。

○原座長 そうしたら、先ほど森下先生も言われましたけれども、従来の取扱いを変えないということを明確にさせていただけますか。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） 今、森下委員、座長から御指摘のお尋ねに対しては、それは答えとしてはイエスでございます。

○原座長 前回、紙で書かれていたことが、今日口頭ではまた少し変わって聞こえたり。申し訳ないけれども、紙で明確にしてください。1つ目の論点の医学研究と、それから症例報告とかケースレポートなどを含めた医療現場での取扱い、これは従来の取扱いを妨げることがないということは明確にさせていただく。これをまず文書でお約束いただきたい。

それから、今後の取扱い、これはガイドラインなどを出されるときに確定される前に事前に御相談をいただくようお願いできればと思います。

3点目ですが、前回以来議論があるように、この話はやはりもっと本来ならば早くからやっておくべき話だったと思います。必要があれば法改正の時点でもう少し特別なルールをきちんと明確にするとか、そういうことがあってよかったのかもしれない。ここは継続課題として、引き続ききちんと検討いただきたいということをお願いして、特に1点目の文書での回答については、できるだけ速やかにお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） 承りました。

○原座長 では、先生、お気づきの点。

○森下委員 ありがとうございます。

厚労省さんに別の観点なのですけれども、今回、半年間の経過措置というのが出てきまして、かつ、倫理審査委員会等にかけないものも多く出すということが出ていますけれども、今回の場合、過去の研究にもさかのぼって全部適用すると。これは一体どれぐらいの数がいいのか誰にも分からないぐらいの研究の数の可能性があるのですね。

1つは、厚労省さんとして過去に行われた今回の指針にかかわるような研究は一体どれぐらいの数に上っているかということ把握されているかどうか。それから、研究が終了したものに関しての扱いはどうか。そういうものを入れた中で、本当にこの半年間という期間で十分いけるかどうか。ここをお聞きしたいと思います。

それから、個人情報委員会の方には、もし違反した場合、罰則規定はどうなっているかというのを教えてくださいたいのです。どのような形で法律上、今回、罰則規定等が個人あるいは民間のクリニック等にかかってくるのか。そのあたりをお教え願えればと思います。

○厚生労働省大臣官房（椎葉審議官） 厚労省でございます。

経過措置の半年間の妥当性につきまして、次回、検討委員会が開かれますので、この中で議論していただきたいと考えています。先生からいただいたいろいろな実績なども踏まえて検討させていただきたいと思います。

○森下委員 もう一点いいですか。その場合、倫理委員会にかけないまでも、研究計画書の変更を一応しなければいけないですね。そうすると、先ほども言いましたけれども、これは万とかいう単位ではないかもしれないと思うのですけれども、どれぐらいの数が本当にあるかということ把握された上での半年という数字なのですか。

○厚生労働省大臣官房（椎葉審議官） 実際に研究計画書の変更かどうかという、それが当たるかどうかということについても、今度の検討会で検討させていただきたいと思います。

○森下委員 かなり現実的な対応をしないと、皆さんが破綻すると思うのです。厚労省も全ていろいろな問い合わせが来るでしょうし、出すほうも、正直、私も自分の研究はどれが当たるか全く分かりません。それを全部やらなかったら違反だと言われたら大変なことになりますし、終わったか終わらないかも研究ははっきりしないですね。治験みたいにここで終了とならないものはいっぱいありますから、そうすると、そういうものも含めて全部出し直しというのが本当に可能かどうか。

あるいはその次の質問に絡みますけれども、それで違反になるのだったら、わざわざ自分たちで穴を掘ってそこに入れみたいな話で、そんな理不尽な話はないのではないかと思いますので、そこは現実をもうちょっと見てもらわないと、単純に変えればいいというのが、過去に遡るといってはかなり大きな話だと思うのです。そこを本当にやっていいのかというのは、非常に私は疑問を感じているのです。

○厚生労働省大臣官房（椎葉審議官） 正に経過措置、いろいろなパターンがあると思いますので、柔軟に対応させていただきたいと思います。

○個人情報保護委員会事務局（山本参事官） 2点目の罰則に関するお答えでございます。

個人情報保護法違反が仮に起きた場合にどのような対応かということになりますが、本件であれば、私立大学病院においてというようなことが具体例になると思いますが、例えば個人情報保護委員会が、現時点では厚生労働大臣がということなのですけれども、報告

徴収をし、勧告をし、命令をするというような監督権限になります。こういった最終的な命令を受けたにもかかわらず、これを履行しない、違反する事業者がいた場合には、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するというのが罰則になります。

あわせて、今回、先般のベネッセ事件を踏まえて、事業者内部におきまして個人情報データベースを自ら、ないしは第三者の不正な利益を図る目的で持ち出すというような事態、これにつきましては直罰がございまして、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する、これが主な罰則になろうかと思えます。

○原座長 よろしいですか。

ほかの委員の皆様、何かございましょうか。よろしゅうございますか。

では、今日はまだこれで安心ですという状態には残念ながらなりませんので、引き続きよろしく願いいたします。こちらでもう少し明確にすべき点など、また紙で整理してお示しすることもあるかと思えますので、御対応のほどお願いいたします。

では、大変ありがとうございました。